

消 防 救 第 2 3 9 号
平 成 2 3 年 8 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について

住民に対する応急手当の普及啓発については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日付消防救第41号。以下「要綱」という。）に基づき実施されているところですが、先般、ILCOR（国際蘇生連絡協議会）のCoSTR（心肺蘇生に関わる科学的合意と治療勧告）の発表に伴い、日本蘇生協議会（JRC）と日本救急医療財団（心肺蘇生法委員会）で構成されたガイドライン作成合同委員会から心肺蘇生に関する「JRC（日本版）ガイドライン2010」（以下「ガイドライン」という。）が示されました。

平時のみならず大規模な災害が発生した場合において、少しでも多くの国民が応急手当の技術を身につけることで、救命率が向上し、傷病者の症状の悪化防止が図られるものと考えられます。

消防庁では、救急業務高度化推進検討会において、ガイドラインで示された内容を基に住民に対する応急手当普及講習の指導要領等について検討を行うとともに、東日本大震災の経験も踏まえ、より国民のニーズに応じ、専門性を高めつつ受講機会の拡大等を図るため、別紙のとおり要綱の一部を改正しました。

つきましては、下記事項に十分配慮するとともに、本通知における留意事項について、別途通知しますのでこちらについても参照の上効果的な応急手当の普及啓発活動の実施が図られるようお願いします。また、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）にも、この旨周知願います。

記

- 1 住民に対する標準的な普及講習に、主に小児、乳児、新生児を対象とした普通救命講習Ⅲを追加したこと。

- 2 住民に対する応急手当の導入講習を新たに追加し、名称を「救命入門コース」、主な普及項目を「胸骨圧迫及びAEDの取扱い」とし、講習時間を従来の普通救命講習より短時間に設定したこと。
- 3 住民に対する普及講習の実施方法については、e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能としたこと。
- 4 新たな普及講習等に関しては、要綱改正の内容を踏まえ、地域の実情に応じた普及啓発活動を実施すること。
- 5 新たな普及講習等への移行時期については、地域の実情に合わせ準備を進め、整ったところから実施すること。